

「R I ・ 研究所等廃棄物作業部会報告書（案）  
 － R I ・ 研究所等廃棄物（浅地中処分相当）処分の実現に向けた取組－  
 に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する考え方（詳細版）」

募集期間：2006年7月28日（金）～8月28日（月）

提出件数：96件（15名）

提出方法：電子メール、FAX、郵送

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	はじめに	1	はじめに	処分する動機については、貯蔵できなくなるから埋めるのではなく、科学的に埋設可能であるから埋めると書くべきである。	科学的に埋設可能であることは処分を行う前提であり、処分を行う必要性としては貯蔵能力の限界が主要なものであると考えます。
2		1	「はじめに」の第2段落「一部放射化した材料等の低レベル放射性廃棄物が発生するが、これらはRI廃棄物と呼ば」	「これらRI及び放射線発生装置を使用する施設からは・・低レベル放射性廃棄物が発生するが、これらはRI廃棄物と呼ばれる。」の表現がおかしい。「発生し、これらは・・と呼ばれる。」と修正すべきである。	当該部分は、RI及び放射線発生装置等を使用する施設からRIが付着した試験管等の低レベル放射性廃棄物が発生すること、これらの低レベル放射性廃棄物はRI廃棄物と呼ばれることを述べています。また、後半の「これら」は直前の「低レベル放射性廃棄物」を指しており、原案で問題ないと考えます。
3		1	「はじめに」「おわりに」	本報告書は、「浅地中処分相当」のみを対象としてまとめているという前置きの説明がなく、「おわりに」の最後に「余裕深度処分相当の今回対象外の・・」となっている。表紙における題目には（浅地中処分相当）との記載があるが、本文の「はじめに」にて明確に記載すべきである。	本報告書で対象とする廃棄物については第2章で取り扱っています。
4		1	「近い将来には、新たに発生するRI・研究所等廃棄物量が、既存の施設の貯蔵能力を超えてしまうため・・」	「これまでに発生した廃棄物と新たに発生する廃棄物の合算が既存の貯蔵能力を超えてしまうが正しい」ため、本文中の「新たに発生する」を削除すべきである。	ご指摘を踏まえ、「新たに発生するRI・研究所等廃棄物量を加えると、既存の施設の貯蔵能力を超えてしまうため」と修正しました。
5		2	報告書全体について	報告書のイントロとして、原子力施設等のバックエンド全体をフォーカスし、そのなかの一つの課題として、今回の低レベル廃棄物の処分についてまとめるという記述をしていないため、単なる予算獲得、既成事実のひとつの手段に報告書がなっている。内容の展開として不十分。 具体的に、高レベル廃棄物についての記述が全くないが、高レベル廃棄物をどう考え、何が必要なのか。経産省には「最終処分法」が整備され、NUMOによる最終処分地の公募が行われている状況を文科省としてどう考えているのか。あるいは、廃棄物の処分を行う前段階として、原子力施設等の廃止措置（＝施設解体）を文科省の廃棄物政策として、どう見ているのか、原子力発電施設解体引当金に関する省令が経産省にはあるが、これに見合う制度について、どうして今回は考えなかったのか、文科省としてのプリンスプルはどうか、その中で、どうして最初に、低レベル廃棄物の処分なのかがない。	本報告書は、「RI・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」（平成10年、原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会報告書）、「RI・研究所等廃棄物の処分事業に関する懇談会報告書」（平成16年、RI・研究所等廃棄物の処分事業に関する懇談会）等の報告書を受けて、RI・研究所等廃棄物の処分の実現に向けて確実に推進していくため、同廃棄物の処分の実現に必要な措置等を取りまとめたものです。
6	2	「…設立され（昨年10月）…」	他箇所の記載との横並びの観点から、「…設立され（平成17年10月）…」が適切である。	ご指摘の通り修正しました。	
7	第1章 R I ・ 研究所等廃棄物を巡る状況	3	処分対象の全体像を正確に広報すべきです。 財団法人原子力研究バックエンド推進センターはホームページで廃棄対象を衣服や紙や換気フィルター、廃液等と説明しています。 廃棄方法はトレンチ型埋設施設とコンクリートピット型埋設のみです。 原子力機構も中日新聞（2006年2月25日記事）への説明では、原子力炉の排気フィルターや作業服などと説明しました。両所とも「余裕深度処分相当」の放射性廃棄物も処分することには触れていません。 青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物センターは処分場を受け入れた後の現在「余裕深度処分相当」安全に処分できるかどうかを掘削調査中です。このように後出しとならないよう全体像を正確に説明すべきです。	対象廃棄物の具体的内容については、「1-1. RI・研究所等廃棄物」に明記しています。また、「4. RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策」において、処分費用の試算の前提条件として処分対象を明記しています。	
8	3	廃棄物中のウランやトリウムへの言及（p.3, 1-1（2）項に関して）	研究所等廃棄物の具体例として、 <sup>3</sup> Hや <sup>60</sup> Coが記載されていますが、ウランやトリウムも代表的であり、明記すべきと考えます。 具体的には、次のように文章に加筆することをコメントします。 ・P.3、最終行 原文） …ストロンチウム90（ <sup>90</sup> Sr）等がある。 修正文） …ストロンチウム90（ <sup>90</sup> Sr）、ウラン（ <sup>235</sup> U、 <sup>238</sup> U等）、トリウム（ <sup>232</sup> Th等）等がある。	ご指摘を踏まえ、ウラン濃縮や再処理の研究開発等で発生する「ウラン238（ <sup>238</sup> U）」を追加しました。	
9	3	「、非固化コンクリート等を容器等に収納した形態のもの等が	「非固化コンクリート」という表現は分かりにくい。「主な用語解説」に解説を追加すべきである。	ご指摘を踏まえ、追加しました。	

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
10		3	「廃棄体は、発生した廃棄物を焼却処理、圧縮処理や溶融処理等を行い埋設処分可能な形態とされたものであるため、発生した廃棄物よりもその容量がかなり少なくなる。」	廃棄体は必ずしも減容するものではなく、金属等でもそのままセメント固化するなど容積が逆に増えるケースがある。本文では廃棄体が全て減容するように取れるため修正したほうが良い。	ご指摘を踏まえ、「一般的には発生した廃棄物よりもその容量がかなり少なくなる。」と修正しました。
11		3	1. RI・研究所等廃棄物を巡る状況の全般 4-3. 資金確保制度	4-3において費用確保方策について、諸外国の政策を示しているが、同様に第1章においても、RI・研究所等廃棄物を巡る海外の状況も示すべきと考える。日本における今後の取り組みについて、諸外国と対比して相違が少ないことを示すことができれば、国民の安心を得られ、今後の事業の推進に寄与できると思われる。	海外ではRI・研究所等廃棄物というカテゴリーの低レベル放射性廃棄物がなく、RI・研究所等廃棄物を巡る海外の状況を示すことは困難です。なお、参考資料4-4に「諸外国における放射性廃棄物の資金管理制度について」を記載しております。
12	第1章	4	1-2. RI・研究所等廃棄物の処分までの工程「・・・、最終的に同廃棄物に含まれる放射性核種が周辺の環境に影響を及ぼさないように」	放射性廃棄物の処分については、将来に亘り影響を評価するため、ここでも「将来に亘り」という言葉を挿入した方がよい。 例文) 「・・・、最終的に同廃棄物に含まれる放射性核種が将来に亘り周辺の環境に影響を及ぼさないよう・・・」	処分場の管理期間後は、埋設した廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量が、被ばく管理の観点からは管理をすることを必要としないレベル以下となるため埋設地の管理を必要としないことから、原案のままとします。
13	RI・研究所等廃棄物を巡る状況	4	1-2. (2)処理について「・・・、含まれる放射性物質が安全規制上問題にならないように、ろ過や濃縮等によって処理され、放出」	液体廃棄物を放出するための方法を述べている文章であるので、「濃縮」ではなく「希釈」が適切である。	含まれる放射性物質がろ過や濃縮等により処理（除去）され、ろ液や蒸留液等が放出される意味であるため、原案のままとします。
14		5		「また、不燃性固体廃棄物等の減容を目的に、高減容処理施設の運転準備を進めている。」とあるが、高減容施設の目的は廃棄体化処理ではないのか。	高減容処理施設は廃棄体化処理が目的ですが、廃棄体化処理だけでなく不燃性固体廃棄物の減容にも活用することとしています。
15		5	テキストボックス「コンクリートビット処分ピット処分」、「余裕深度処分処分」	テキストボックス中に不要な文字が入っている。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
16		6		RI・研究所等廃棄物と六ヶ所で埋設されている廃棄物の違いは具体的に何か。また、その違いは、処分後の安全評価に影響を及ぼさないのか明記願いたい。	青森県六ヶ所村においては、日本原燃株式会社の低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいて、原子炉等規制法で規制された商用原子炉から発生する低レベル放射性廃棄物のコンクリートビット処分が実施されています。一方、本報告書で対象としているRI・研究所等廃棄物は、放射線障害防止法、医療法等で規制された放射線障害防止法対象事業所から発生するRI廃棄物、原子炉等規制法で規制された商用原子炉を除く原子炉、核燃料物質の使用施設等から発生する研究所等廃棄物です。  安全評価等の安全規制上の課題については、「処分事業の円滑な実施のため、安全規制当局において基準等の整備に向けた検討を行うことが期待される」としています。
17		6		本報告書（案）表1. 事業者における廃棄体の発生量の民間の対象機関も明確にすべきです。「表1. 事業者における廃棄体の発生量」は2006年1月から2月にかけて当該放射性廃棄物の有無と量を事務局がアンケートしたとのことでした。しかし企業名や発生量の一覧表は公開されていないとのことでした。原子力機構の放射性廃棄物やRI協会が回収した放射性廃棄物の量がある程度	今回のアンケート調査は全体の把握を目的にしており、個別の事業者名を公表することを前提として調査したものではありません。
18		6	「廃棄物の場合には200リットルドラム缶51万本。」	分かりにくい。表タイトル中の「事業者における廃棄体」の脚注として「最終的に処分される形態の廃棄体としての本数。」とした方がよい。	ご指摘の点は3ページの脚注で対応しています。
19	第2章 本作	7	対象とする廃棄物の範囲が不明（記述した職員にはその対象がわかっているのであろうが、読者には、全く伝わらない）=いったい、どの何の低レベル廃棄物を処分しようとしているのかわからない	1) 3頁には、RI 廃棄物の種類として、①RI施設の操業、放射線発生装置の使用等から発生する廃棄物等、②RI施設、放射線発生装置の解体により発生する廃棄物等、また、RI廃棄物を規制する法規別に、①放射線障害防止法4600事業所（廃棄物発生約1000事業所）、②医療法、薬事法、臨床検査技師法1300事業所 次に、研究所等廃棄物の種類として、①商用原子炉以外の原子炉の操業により発生する廃棄物、②核燃料物質使用等の操業により発生する廃棄物、③商用原子炉以外の原子炉と核燃料物質使用等の解体により発生する廃棄物等としている。 2) 7頁には、本作業部会で検討するRI・研究所等廃棄物の範囲等としての記載があるが、この記載について、3頁でとりあげた廃棄物のどれを対象にするのかの記述が全くない。本作業部会で検討するRI・研究所等廃棄物の範囲等と標題に記述しておいて、その範囲等が全く示されていないことは問題。 具体的には、例えば、RIについては、放射線障害防止法4600事業所（廃棄物発生約1000事業所）、及び医療法、薬事法、臨床検査技師法1300事業所の全てを対象としているのか、それとも、放射線障害防止法4600事業所（廃棄物発生約1000事業所）だけなのか、または、医療法、薬事法、臨床検査技師法1300事業所だけなのか。 商用原子炉以外の原子炉の操業により発生する廃棄物について、研究開発炉「ふげん」、「もんじゅ」について、「ふげん」、「もんじゅ」の使用済燃料を再処理した高レベル廃棄物については、経産省所管の「最終処分法」の対象となる法に明記されている。では、「ふげん」、「もんじゅ」の操業に伴う低レベル廃棄物、及び「ふげん」、「もんじゅ」の解体に伴う廃棄物は、この報告書の対象としているRI研究所等廃棄物の対象となるのかどうかは全くわ	本報告書における対象廃棄物については、「原子力委員会における検討が終了しており、原子力安全委員会においても、処分の安全規制に係る基本的考え方が示されている浅地中処分相当の廃棄物」としております。 表1については、処分事業の観点から事業者における廃棄体の発生量を示しています。

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	産業部会で検討するR1・研究所等廃棄物の範囲等	7		意見：今回の審議の対象は浅地中処分相当であるが、他の廃棄物の処理処分との関連に言及されていないが、処分場の立地や積立金制度を考えた際には関連するのではないか。  理由：高レベル廃棄物の最終処分については、後から他の廃棄物（海外からの中・低レベルと交換されたHLW、TRU廃棄物）が追加されることが検討されている。今回のR1・LLWについても、高β・γ廃棄物や、TRU廃棄物（例えばRH-TRU）、ウラン廃棄物等の扱い、及びHLWの中間貯蔵については言及されていない。ふげん、もんじゅについては既にそのHLW最終処分に係る積立金を積立てているが、その前提となる再処理に係わる廃棄物が考慮されていないのではないか。原子力機構には膨大なウラン廃棄物が存在するが、このウラン廃棄物の処分は今回の検討対象である最終処分場とは別に建設されるのか。ふげんについては、全量再処理されることになっているが、再処理による廃棄物や、回収した「有用物質」の廃棄物化（回収MOXとDUを燃料加工し、これがSFとなった場合）の責任の所在はどうなるのか。 もんじゅについても、全量再処理するとしてHLW最終処分費として積み立てているが、前提となるRETFは影すらももたない。また、医療用放射線と原子力発電やそれを支える核燃料サイクルや研究開発、産業を同列「原子力利用」と扱うべきではありません。	浅地中処分相当以外の廃棄物については、「地層処分相当の研究所等廃棄物については、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会において検討がなされており、将来この検討結果を踏まえて所要の措置を講じていくことが適切である。また、余裕深度処分相当の研究所等廃棄物については、原子力安全委員会等における審議を踏まえて今後引き続き検討していくことが適当である。」としています。
21		7		医療用放射線と原子力発電やそれを支える核燃料サイクルや研究開発、産業を同列「原子力利用」と扱うべきではありません。 本報告書（案）では、はじめににおいて放射線を使った医療活動と原子力発電、核燃料サイクル及びその研究を一括して「原子力利用」と定義しています。しかし、医療での放射線利用は原子力機構や大学及び民間の原子力民間の原子力研究とは別の次元の利用であり、意図的に混同させるこの考え方はごまかしてある。その理由は 1. 医療放射線は害と効果を秤にかけて効果が害を上回る場合に利用する。放射線医療を受ける者は原子力の利用者であるとの意識を植え付け、国民は誰もが幅広い分野で原子力を享受していると原子力利用を強制している。 2. 医療放射線を原子力利用とすることで、立地が困難な処分場受け入れにあたり電源三法交付金を交付する根拠とするものであることと明らかに。医療用の放射線利用を原子力安全委員会の「原子力利用」に入れないで「原子力以外の用途」で処分対象を「余裕深度処分」も含めて意見募集すべきです。「浅地中処分相当」に限定しての意見募集は処分対象を正確に現してはならず不誠実です。	平成17年10月に閣議決定された原子力政策大綱の基本的目標においては、原子力の研究、開発及び利用として、放射線利用として医療分野が含まれており、報告書はその整理に従っています。
22		7		本報告書（案）2. の2-1で「余裕深度処分相当の研究所等廃棄物については、原子力安全委員会等における審議を踏まえて今後引き続き検討していくことが適当である。」と述べています。原子力安全委員会等における審議後に検討するのでから別途、節を立てるなどして「余裕深度処分相当の研究所等廃棄物」も存在し、それも処分対象であることを一見して誰にも分かるように記載する配慮をすべきです。 <small>（案）の標記は曖昧で都合の悪い物も後回しにしたいとの意図の理れと誤解されかねません。</small>	RI・研究所等廃棄物の範囲としては、「処分方法による分類により地層処分相当、余裕深度処分相当、コンクリートビット処分相当及びトレンチ処分相当の廃棄物がある。」と明記していますが、本報告書で対象とする廃棄物は「浅地中処分相当（コンクリートビット処分相当及びトレンチ処分相当）の廃棄物」です。余裕深度処分相当の研究所等廃棄物については、原子力安全委員会等における審議を踏まえて今後引き続き検討していくことが適当であることから、「おわりに」にもその旨明記しています。
23		7		東海再処理ガラス固化体の処分主体に原子力機構がなると、高レベルの処分主体は環境機構、技術開発は原子力機構としてきたこれまでの説明と食い違いがそれでよいのか。	本報告書で対象とする廃棄物は「浅地中処分相当（コンクリートビット処分相当及びトレンチ処分相当）の廃棄物」であり、原子力機構のガラス固化体は対象範囲
24		7		原子力機構の高レベル研究施設が処分場にならないことを再度確認されたい。	本報告書で対象とする廃棄物は「浅地中処分相当（コンクリートビット処分相当及びトレンチ処分相当）の廃棄物」であり、原子力機構のガラス固化体は対象範囲
25		7	「なお、地層処分相当の研究所等廃棄物については、総合エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会廃棄物小委員会において検討がなされており、将来この検討結果を踏まえて所要の措置を講じていくことが適切である。」	総エネ調では対象はTRU相当の廃棄物であり、それ以外の廃棄物については対象としていない。にもかかわらず「地層処分相当の研究所等廃棄物については」と拡大解釈するのは問題ではないか。	地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の多くはTRUを含む廃棄物であり、拡大解釈にあたらぬと考えます。
26		7	2-1	本検討の範囲として、浅地中処分相当の廃棄物としているが、合理的な処分のためには、その考え方（実施体制、費用の確保、立地等）は、余裕深度処分相当のものなどと整合しなければならないと思う。余裕深度処分相当の廃棄物に関する今後の検討の際に考慮いただきたい。また、地層処分相当の廃棄物については別組織が検討しているが、それと今回の報告内容と将来的に致命的な不整合が生じないように調整いただきたい。	ご指摘のように対応してまいります。
27	第3章 R1・	8		意見：R1協会はR1の直接の発生者と見なすことは、実際の発生者に免責を与えることになり、廃棄物の処理・処分の原則に反する。  理由：R1協会はR1の発生者から契約により処分の責任が移転されているので、R1の直接の発生者と同等と見なすことが適切、とされているが、これは発生者責任の原則に反するのではないかと。また廃棄物の最小化、合理的処理の原則が反映されない。発生者が費用を負担すれば処理処分の責任が果たされたことになるルールはおかしいのではないかと。これでは発生者には放射性物質を扱っているという 自覚が欠落し、金銭でどこか遠い処に処分すればいい、という誤ったメッセージを与えることになる。これは高レベル廃棄物の最終処分場の場合と全く同じ構造である。そして、R1廃棄物としては少量しか排出していない原子力機構がその実施主体になることは不合理ではないか。R1廃棄物と研究所廃棄物、ふげん、もんじゅ由来の廃棄物とは核種だけでなく、その目的が全く異なっている。民間企業（医療機関も同じ）が使用した放射性物質を、国の法人である原子力機構が肩代わりすることには国民の理解は得られない。別にすべき。	発生者については、「R1・研究所等廃棄物を処理・処分等を行う事業者を引き渡した後も、品質保証に関する照会に誠実に対応する等それらの事業の円滑な実施に協力することが必要である。また、発生者と同事業者の間で、R1・研究所等廃棄物の引渡し時には想定していない事態が発生した場合の処理・処分等の費用負担のあり方についても契約時等にあらかじめ明確にしておくことが必要である」としています。R1協会に対しては、廃棄物の発生者から契約により処分の責任が移転されていますが、発生者の責務がすべて免責されるわけではありませんので、原子力政策大綱の「発生者責任の原則」に反するものではありません。  処分事業の実施体制については、「各発生者が個別分散的に行うより、集中的に行う方が合理的であることから、経理的基盤を有し、技術的に十分な能力のある者が、処分事業者として、我が国の同廃棄物すべてを対象に処分事業を実施する体制が望ましい。」とし、「わが国唯一の総合的な原子力研究開発機関であり、R1・研究所等廃棄物の発生量が最も多く、かつ、技術的経理的な能力や運営管理能力も最も高い原子力機構が、国、廃棄物の発生者及び集荷・貯蔵・処理事業者等と協力して、他の必要な研究開発の着実な推進に配慮しつつ、我が国の同廃棄物全体の処分事業を推進することが適切である。」としています。

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
28	研究所等廃棄物処分事業等の実施体制	8		発生者責任は各々の研究機関等に責任はあるが、国が責任を持って原子力機構へ予算措置して行うものであると思う。 この意見について賛成します。 ごく一般常識から考えても国が責任を持って厳重に管理処理すべき廃棄物であると認識しています。	「国が責任を持って原子力機構へ予算措置して行うもの」との記述はありません。原子力政策大綱の「発生者責任の原則」は、「放射性廃棄物の発生者はこれを安全に処理・処分する責任を有し、国は、この責任が果たされるよう適切な関与を行う」というものであり、RI・研究所等廃棄物の発生者が、必要な費用を負担して廃棄物の処理・処分を実施する責任を有するのが原則です。
29		8		発生者責任は各々の研究機関等に責任はあるが、国が責任を持って原子力機構へ予算措置して行うものであると思う。 この意見について賛成します。 国が責任を持つのはあたりまえだと思う。 よって、原子力機構が厳重に処理すべき産廃物だと思う。	「国が責任を持って原子力機構へ予算措置して行うもの」との記述はありません。原子力政策大綱の「発生者責任の原則」は、「放射性廃棄物の発生者はこれを安全に処理・処分する責任を有し、国は、この責任が果たされるよう適切な関与を行う」というものであり、RI・研究所等廃棄物の発生者が、必要な費用を負担して廃棄物の処理・処分を実施する責任を有するのが原則です。
30		8		産業廃棄物は全てに置いて発生者責任であると考えているが、放射性廃棄物に関しては国も責任を持つべきで原子力機構の役割として行う事が望ましいと考える。 地域共生は性格上、国が交付金的制度を行うべきと考える。 外部による資金積み立ては透明性に欠け明確な処分費用が見えなくなってしまう恐れがある。内部保留の形で免税すれば良いのではないかと。	平成17年10月に閣議決定された原子力政策大綱においては、「発生者責任の原則」のもとで処理・処分することが重要であるとされています。従って、RI・研究所等廃棄物についても、この原則に則り、発生者が責任を持って処理・処分を実施することになります。  研究所等廃棄物の中には、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設から発生する放射性廃棄物も含まれていることから、国においては、その範囲内において電源三法交付金の活用を図ることを検討しています。  資金管理の中立性・透明性を確保できることから、資金積立制度としては拠出金方式又は外部積立方式を中心に検討することとしています。
31	8	3-1		4つの原則のうち「国民との相互理解に基づく実施の原則」についてもこの部分で説明しておくべきではないか。他の原則について述べているのにこれについてだけこの部分で触れられていないのは違和感を覚える（p18で記載はされているが）。	第3章はRI・研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理・処分の実施体制について検討しているため、直接関係しない「国民との相互理解に基づく実施の原則」には言及していません。第5章において国民の理解増進について述べていることから、その冒頭において原則の趣旨に言及しています。
32	第3章 RI・研究所等廃棄物	8		「廃棄物の発生者から契約により処分の責任が移転されているので」  「…必要な費用を負担することにより自ら発生させたRI・研究所等廃棄物の処分までの責任を果たすほか、処理・処分の円滑な実施のために処理及び処分を行う事業者に対して協力をすることが必要である。」	これらの文章からは、発生者の責任は対価を支払うことによって第三者に受け渡すことができるようにも受け取れる。  例えば、以下のような主旨で見直した方が良い。 「この場合、発生者は必要な費用を負担するとともに、処理・処分等の円滑な実施のために処理及び処分を行う事業者に対して協力することにより、自ら発生させたRI・研究所等廃棄物の処分までの責任を果たすことが必要である」
33		8	3-1、4段落目	廃棄物の集中的な集荷・貯蔵・処理・処分については、合理性の観点だけでなく、セキュリティ管理の観点からも重要であると思う。そのような観点の文章も追加すべきである。	当該箇所では原子力政策大綱で示された「合理的な処理・処分の原則」に基づき実施体制を検討しています。
34		8	3. RI・研究所等廃棄物処分事業等の実施体制	原子力研究バックエンド推進センターの役割、事業内容、立地活動およびそれらの成果について記載すべきではないか。	本章は今後のRI・研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理・処分の実施体制について記述したものであり、原子力研究バックエンド推進センターを紹介する必要はないと考えます。なお、同センターについては、参考資料1-3（参-6）に紹介されています。
35	9	3. RI・研究所等廃棄物処分事業等の実施体制	原子力の廃棄物は、特殊法人なら兎も角、独立行政法人の機構に押し付けるのではなく、国が責任を持って行うものであると思う。それが出来ないのなら英国のようなNDA組織を作るべきではないか。	平成17年10月に閣議決定された原子力政策大綱においては、「発生者責任の原則」のもとで処理・処分することが重要であるとされています。従って、RI・研究所等廃棄物についても、この原則に則り、発生者が責任を持って処理・処分を実施することになります。  なお、処理・処分等に係る国の役割については、「RI・研究所等廃棄物の円滑な処理・処分等が確実に実施されるようにするため、同廃棄物の処分に係る関連法令の整備を図り、これに基づき厳正に規制を実施することで処分事業の安全を確保するとともに、発生者、集荷・貯蔵・処理事業者及び処分事業者が処理・処分等の事業を適切に実施し得る環境を責任を持って整備することとすべき」と明記されています。	

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
36	物処分事業者等の実施体制	9	全般 3-1(1)② 「・・・諸条件が整えば、原子力機構の施設の有効活用も検討すべきである。」 3-1(2) 「原子力機構が、…処分事業を推進することが適切である。また、RI・研究所等廃棄物処分場の立地についても、原子力機構が、…具体的な活動を実施することが適切である。」	原子力環境整備機構が実施している高レベル放射性廃棄物地層処分の立地の進捗が進まないことを考えると、当廃棄物の処分の立地も困難を極めることが容易に想像されるが、極めて簡単な記述のみで原子力機構が処分事業や立地活動を実施することが適切とするのは如何なものか。原子力機構が処分事業や立地活動を実施することを妥当とするより具体的な論拠を示すべきである。 原子力機構の中期目標・中期計画等では、他施設の放射性廃棄物の処理・処分を行えるような記述はない。 また、既に処分場を操業している日本原燃株式会社の経験や情報等の共有による立地推進等の処分促進を図るべきである。	「3-2(2)RI・研究所等廃棄物の処分事業の実施体制について」で処分事業者の備えるべき能力等を説明した後で原子力機構が処分事業を推進する理由等を記述しています。 なお、中期目標では、「低レベル放射性廃棄物の処理については、契約によって外部事業者から受け入れたもの及び東海再処理施設において民間事業者との再処理契約の実施にともない発生したものも含め、安全を確保しつつ、固体廃棄物の焼却、溶融、圧縮、液体廃棄物の固化等の減容、安定化、廃棄物処理、廃棄物の保管管理等を着実に実施する」、「低レベル放射性廃棄物の処分については、安全規制等の処分に関する制度の準備状況を踏まえつつ、他の発生者を含めた関係者と協力し、発生者責任の原則に基づく自己の廃棄物のほか、機構の業務の遂行に支障のない範囲内で委託を受ける他者の廃棄物について、処分の実現を目指した取組を進める」とあります。 具体的な立地の進め方は実際に立地を行う原子力機構において判断すべきものです。
37		9	「なお、中小施設の研究所等廃棄物の減容処理、廃棄物処理については、そのための施設が現在ないので、集荷・貯蔵・処理を行う事業者が、原子力機構と協議して、経済性の観点から、諸条件が整えば、原子力機構の施設の有効活用も検討すべきである。」	機構と事業者の協議で経済条件からのみで決定できるものではなく、両者間の廃棄物確認のための品質保証体制の整備のほか技術的な問題が解決することも条件であるとともに、外廃棄が認められない現状では法律改正なくしての受け入れはありえないことから、国による廃棄物処理や受け入れ等処分以外に係る法令の整理なども必要である。全て業者に任せるような記載は無責任すぎる。	ご指摘の点も考慮して、3-2(1)②において「諸条件が整えば、原子力機構の施設の有効活用も検討すべき」、「諸条件が整えば、集荷・貯蔵・処理事業者を介さず直接原子力機構にその所有する研究所等廃棄物の処理を依頼する場合も想定される」としております。
38		9	3-2(1)① 「また、発生者によっては、諸条件が整えば、集荷・貯蔵・処理事業者を介さず直接原子力機構にその所有する研究所等廃棄物の処理を依頼する場合も想定されるが、その場合には、実施条件については、発生者が原子力機構	極めて当たり前の内容が記載されていると思われるが、本内容をわざわざ明記した背景あるいは理由を追記することで、記述の趣旨が理解されると思われる。	当該箇所は、研究所等廃棄物の処理の一形態として想定される、研究所等廃棄物発生者が直接原子力機構に処理を委託する場合について記述したものです。
39	第3章 RI・研究所等廃棄物処分事業者等の実施体制	10		実施主体として原子力機構は不適切です。原子力機構は「国民及び周辺住民から信頼感を持たれる組織であることも必要」とする信頼感を得ていません。RI・研究所等廃棄物の処分事業に関わって、原子力機構は2005年10月1日、RI協会および財団法人原子力研究バックエンド推進センターとRI・研究所等廃棄物処分事業の推進に関する協力協定を締結し、「RI・研究所等廃棄物処分事業推進会議」を設置し、推進会議の設置に係る覚書の下に作業会議を設置しました。しかし、推進会議の記録の保存年限は3年、作業会議の記録保存年限は1年です。立地に関わる記録も僅か1年で消えてしまうのです。放射性廃棄物の処分手順、集め方減容の記録なども長くても3年しか保存されません。保存年限後に確認したあても、調べるすべがありません。RI協会も財団法人原子力研究バックエンド推進センターも民間機関です。情報公開の義務はありません。唯一義務を負い、実施主体と目されている原子力機構は非常に姑息な方法で情報公開を形骸化させています。このように組織が「国民及び周辺住民から信頼感を持たれる組織」ではありません。原子力機構は実施主体として情報公開の観点から考えず、信頼感をもたれる組織ではなく不適切です。	本報告書では、処分事業者の備えるべき能力等を勘案し、「わが国唯一の総合的な原子力研究開発機関であり、RI・研究所等廃棄物の発生量が最も多く、かつ、技術的経理的な能力や運営管理能力も最も高い原子力機構が、国、廃棄物の発生者及び集荷・貯蔵・処理事業者等と協力して、他の必要な研究開発の着実な推進に配慮しつつ、我が国の同廃棄物全体の処分事業を推進することが適切である。」としています。
40		10		岡山県や鳥取県にウラン残土を不法に放置した前科のある原子力機構に処分主体たる資格はない。	本報告書では、処分事業者の備えるべき能力等を勘案し、「わが国唯一の総合的な原子力研究開発機関であり、RI・研究所等廃棄物の発生量が最も多く、かつ、技術的経理的な能力や運営管理能力も最も高い原子力機構が、国、廃棄物の発生者及び集荷・貯蔵・処理事業者等と協力して、他の必要な研究開発の着実な推進に配慮しつつ、我が国の同廃棄物全体の処分事業を推進することが適切である。」としています。
41		10		(2) 廃棄物発生者と処分事業者との責任について ・発生者が処分事業者に放射性廃棄物を引き渡したあとの発生者の責任が明確でない。両者ともが責任を持つのか。	原子力政策大綱の「発生者責任の原則」は、「放射性廃棄物の発生者はこれを安全に処理・処分する責任を有し、国は、この責任が果たされるよう適切な関与を行う」というものであり、RI・研究所等廃棄物の発生者が、必要な費用を負担して廃棄物の処理・処分を実施する責任を有するのが原則です。 発生者については、本報告書において「RI・研究所等廃棄物を処理・処分等を行う事業者」に引き渡した後も、品質保証に関する照会に誠実に対応する等それらの事業の円滑な実施に協力することが必要である。また、発生者と同事業者の間で、RI・研究所等廃棄物の引渡し時には想定していない事態が発生した場合の処理・処分等の費用負担のあり方についても契約時等にあらかじめ明確にしておくことが必要である」としています。

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
42		10	3-3. RI・研究所等廃棄物の処理・処分における国の役割	処分場の立地活動は極めて困難で、多大なる時間・労力・資金が必要になることは容易に想像される。事業を1機関に責任を負わせるのではなく、国の役割としては、立地活動を主体的に実施することが、当該事業の速やかな進展、ひいては原子力にかかわる研究や事業の推進につながるのではないかと。	第5章で示しているように、具体的な立地の促進については実際のその場で事業を行う事業者が行うべきものであり、国はその活動に協力するとともに事業者の行う共生方策とも連携して国による地域共生方策を実施することになります。
43		10	3-3. RI・研究所等廃棄物の処理・処分における国の役割	国民の理解を得るための広聴・広報活動を国が積極的・具体的に実施することを明記すべきである。	ご指摘の点は第5章に記述しています。
44		10	3-3. RI・研究所等廃棄物の処理・処分における国の役割 「また、国は自らが処分事業者と一体となって、・・・」	まさに国が主体的に地元への理解活動を進めていくことが重要であり、是非このように積極的に進めていただきたい。	報告書の内容の実現に向け国としても対応してまいります。
45		11	処分費用に関して (p. 11, 4章)	中小事業者の場合、処分に至る前に集荷・貯蔵・処理等の費用も必要になり、これらを含めた全体の体制整備及び費用見積もりが必要と考えます。検討された処分費用は、その点を含んでおらず、文章中にその旨盛り込まれることをコメントします。	本報告書では「中小施設の研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理の具体的な実施体制については、今後、中小施設の研究所等廃棄物の発生者の中で詳細に検討されることが期待される。」とあり、具体的な実施体制の検討の段階で費用等の検討がなされるものと考えます。また、大部分のRI廃棄物については、RI協会が独自に廃棄体化まで処理することとしていることを考慮すると、研究所等廃棄物の処理についても、国が関与することなく事業者において対応することが可能と考えられるため、作業部会では、処分費用についてのみ、その確保方策の検討を行いました。
46		11	4. RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策 「・・・、研究所等廃棄物の処理についても、国が関与することなく事業者において対応することが可能と考えられる」と	本文23ページ「7-2. 今後実施すべき研究開発」にもあるように、今後もRI・研究所等廃棄物の処理について研究開発を継続する必要があり、これに係る国の関与が必要と考えられるが如何か。	当該箇所は処理に要する費用確保について記述しています。
47	第4章 RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策	11	4-1 「このため、本作業部会では、原子力機構、RI協会及び財団法人原子力研究バックエンド推進センター（以下、「RANDEC」という。）が実施した、RI・研究所等廃棄物処分事業のスケジュール、処分対象物量等の算定条件、各費用項目の見積もり方法及びそれに基づく処分費用の見積もり（以下、「三者による試算」という。）に関する説明を受け、その分析・評価を実施した」と	「見積もりに関する説明を受け」などの文章は国の審議会の報告書としてふさわしくないと考える。「RANDEC実施した処分費用の見積もりについて分析・評価した」との文章にすべきである。	事実在即して記述しています。
48		12	4-1章(1)①(iii) 4-1章(1)①(v)	スケジュールおよび費用の見積もりの際に、サイトの適正を確認するためのサイト特性評価のための調査のための期間や費用が含まれていない。また、六ヶ所の事例からも建設時～管理までの全期間で地下水のモニタリングが必要かと思うが、その費用も含まれていない。これらも考慮する必要があるのではないかと？	ご指摘の費用は処分費用の「環境調査費」に含まれています。
49		12	(iv) 処分場の仕様・規模	処分場の広さを示した上で、一般廃棄物の処分場の規模等と比較することで、当処分場の規模を分かりやすく示すことで、理解が深まると思われる。	処分場の広さについては、参考資料4-2（参-22）に示しています。なお、一般廃棄物とRI・研究所等廃棄物の処分場を比較する場合、一般廃棄物の処分場の面積や容積、操業期間等は様々であり、処理や処分の方法も異なるため、その規模を比較することでRI・研究所等廃棄物の処分場の規模をわかりやすく示すことは困難です。
50		13	4. RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策	発生者責任の原則の精神に鑑みたとし、独立行政法人日本原子力研究開発機構発足以前に発生した廃棄物の処分費用の資金確保については、国（文部科学省等）は制度設計だけでなく、応分の費用負担をすべきと考える。	平成17年10月に閣議決定された原子力政策大綱における「発生者責任の原則」は、RI・研究所等廃棄物の発生者が、必要な費用を負担して廃棄物の処理・処分を実施する責任を有することを表わす原則です。従って、旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発機構の廃棄物を引き継いだ日本原子力研究開発機構は、この原則に則り、これら引き継いだ廃棄物について発生者として必要な費用を負担し、責任を持って処理・処分を実施することになります。

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
51		13	処分費用について	<p>医療法、薬事法、臨床検査技師法1300事業所の廃棄物が、RI研究所等廃棄物の対象となるのかどうか不明だが、対象となる場合、これら事業所での RI 廃棄物発生は、医療行為＝医療費徴収、に伴う行為であり、しっかりとした収入源がある。大学での純粋研究だとしても大学病院がバックにあり収入源はある。よって、医療系RI廃棄物は、独立採算性として運用すべき。また、医療機関を監督している厚生労働省も応分の費用負担をすべき。それらができないのであれば、医療系 RI 廃棄物は、対象とすべきでない。</p> <p>また、研究所廃棄物等について、東芝炉（川崎市浮島）、日立炉（川崎市王禅寺）の建設にあたっては、旧科学技術庁の補助金により建設されたもの。建設に補助金を供給できたのだから、廃棄物処分についても補助金があってもよいのではないかと。特に大学炉は、収入源が全くない。きめ細かな配慮が必要。大学炉については、例えば1/2補助があってもよいのではないかと。</p> <p>事例としては適当ではないかもしれないが、耐震偽装問題では、マンションの取壊し、解体撤去費用を国等が全額負担することとしている。また、新潟中越地震、阪神淡路大震災での損壊家屋についても同様の措置をとっている。大学炉については、これらの事例から得られるものがあるのではなかろうか。</p>	<p>本報告書における対象廃棄物については、「原子力委員会における検討が終了しており、原子力安全委員会においても、処分の安全規制に係る基本的考え方が示されている浅地中処分相当の廃棄物」としており、医療RI廃棄物も対象となります。</p> <p>費用負担については、基本的な考え方として、「発生者責任の原則に基づき、発生者が処分に要する費用を負担することが原則であるが、処分に要する費用の負担は各発生者にとって大きなものとなるのも事実であるため、国としても、発生者の費用負担が確実に行われ、処分事業が円滑に行われるよう適切に対応することが必要である」としています。</p>
52		14	4. RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策	<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構には、RI・研究所等廃棄物処分事業以外にも、高速増殖炉サイクル技術の実用化や核燃料サイクルの確立のための研究開発など、我が国における原子力研究開発機関・研究者技術者集団の中核としての重要なミッションがあり、国は、そのミッションの遂行に支障をきたさないような制度設計（資金確保制度ならびにその他の制度・体制など）の確立に責任を持って対応する必要があると考える。なお、これらにつきましてはそのほかの独立行政法人機関等についても同様である。</p>	<p>国の取組としては、「RI・研究所等廃棄物について、発生者の費用負担が確実に行われ、処分事業が円滑に行われることを可能とする資金確保のための制度を整備することとすべき」としています。なお、日本原子力研究開発機構においては、「他の必要な研究開発の着実な推進に配慮しつつ、我が国の同廃棄物全体の処分事業を推進することが適切である。」としています。</p>
53		14	RI廃棄物の処分費用の負担について	<p>従来から徴収している集荷費用では不十分との試算結果ですが、特にRI廃棄物の発生事業所には中小の民間企業も多く、現時点でもRI廃棄物集荷費用の負担は小さくないのが実状です。単純に不足分を補うために集荷費用徴収を増やすのではなく、報告書にもありますが、処分事業スケジュール、規制制度状況等を考慮し、合理的な処理処分を検討した上で、研究所等廃棄物を含め、より適切で公平な費用負担の設定の検討をお願いしたいと考えます。</p>	<p>制度の整備にあたっては、「過去に発生したものも含め、発生者責任の原則に基づき、発生者がその処分費用を負担すべきであるが、処分費用を一定の期間を通じて負担することができるようにする等により、発生者による費用負担を確実にすることが重要である。」としています。</p>
54		14	資金積み立て制度に関するコメント（p.14, 4-2(3)項）	<p>中小事業者が適切に費用確保できるように、国の補助金等の活用を期待します。具体的には、次のように修正することをコメントします。</p> <p>・p.14, 下から 3～4行目  原文）…処分費用を一定の期間を通じて負担することができるようにする等により、発生者による費用負担を確実にすることが重要である。  修正文）…処分費用を一定の期間を通じて負担することができるようにする、また国による補助金制度を適用する等により、発生者による費用確保を確実にすることが重要である。</p>	<p>発生者責任の原則に基づき、処分費用の確保も含め、発生者が責任をもって処分を行うことが必要です。</p> <p>資金確保制度については、国は具体的な制度について、「具体的な事業の実施体制の姿や発生者等の意見も踏まえて整備することとすべきである。」としており、具体的な制度を整備する段階で検討します。</p>
55		14	4-2(2) 「…処分費用も加えた金額を当該研究等の費用として計上しておくことにより、必要な資金を確保することとすべきである。…」	<p>15ページに記載のとおり、「国の政策を実行する結果として発生したもの」等の経緯も踏まえて、費用の確保について国が責任を持って関与すべきことを記載すべきである。</p> <p>例えば、現状の研究等の費用とは別に確保することが必要で、必要な研究等の費用を削減した上で処分のための費用確保とならないような姿勢・方針であるべきことを記載すべきである。</p>	<p>発生者責任の原則に基づき、処分費用の確保も含め、発生者が責任をもって処分を行うことが必要です。国は発生者の費用負担が確実に行われ、処分事業が円滑に行われることを可能とするための整備を行うと共に、RI・研究所等廃棄物処分場の整備に相応の役割を果たすこととしています。なお、日本原子力研究開発機構においては「他の必要な研究開発の着実な推進に配慮しつつ、我が国の同廃棄物全体の処分事業を推進することが適切である。」としています。</p>
56	第4章 RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策	14	4-2(2) 「なお、RI協会が集荷するRI廃棄物については、その集荷時に処分費用を徴収するシステムを継続し、必要な処分費用を確保することが適切である。（中略）現時点では、RI協会が集荷したRI廃棄物については、集荷時に処分費用として発生者から徴収している費用と今回の試算により必要と考えられる費用との間に乖離があるため、実際に要する費用としては不十分であることが想定される。」	<p>徴収している処分費用と必要と予想される費用の間に乖離があるのであれば、単に徴収システムを継続するだけでなく、適切な額を徴収できるよう見直しを図る必要がある。</p> <p>また、例えば、既にRI協会が委託を受けて集荷済みである廃棄物のうち、既に解散等した組織がある場合（あるいは今後、制度が確立するまでに解散等する組織）から集荷してある廃棄物の扱いや責任の所在等について考慮が必要である。</p> <p>そのような場合でも対応できるよう、P14に記載のとおり「適切な資金確保制度の構築」を検討しておくべきである。</p>	<p>ご指摘の点は、「今後、RI・研究所等廃棄物の処分事業の進展や事業を取り巻く状況の変化等により必要な資金額が変動することも想定されることから、積立制度により確保すべき資金の総額を必要に応じて変更できるようにしておくことが望ましい（P17）」としています。</p> <p>RI協会が集荷されている廃棄物の処分費用の確保についてはRI協会において検討されるべき事項だと考えます。</p>
57		15	4. RI・研究所等廃棄物処分費用の確保方策	<p>処分費用の確保方策としては、資金積立制度など迷惑千万で、廃棄物が動かないのに抛出したり外部積立には納得できない。国の制度化として、租税特別措置法に内部留保で免税措置するだけで良い。全く民間を無視した議論だと思う。</p>	<p>資金積立制度は、長期間にわたる処分事業を円滑に実施するための資金の安定的な確保と、発生者にとっても多額の費用負担が過重とならないように配慮するためには不可欠な制度です。また、資金管理の中立性・透明性を確保できることから、資金積立制度としては抛出金方式又は外部積立方式を中心に検討することとしております。</p>

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
58		15	中小事業者が実施してきた国の政策に関わる廃棄物について (p.15, 4-2 (3) 項)	原子力機構等の原子力研究機関が発足する以前には、民間会社が国の政策の一部を研究分野で支援してきた歴史もあり、これに伴い発生した放射性廃棄物も存在します。これらについては、原子力機構等からの放射性廃棄物と同等の配慮がなされるべきと考えます。 具体的には、次のように加筆することをコメントします。  ・P.15, 6行目 原文) ①原子力機構、独立行政法人放射線医学総合研究所等で発生したRI・研究所等廃棄物については、国の政策を実行する結果として発生したものであること。 修正文) ①原子力機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、及び一部民間企業等で発生したRI・研究所等廃棄物については、国の政策を実行する結果として発生したものであること。	「発生者責任の原則」は、「放射性廃棄物の発生者はこれを安全に処理・処分する責任を有し、国は、この責任が果たされるよう適切な関与を行う」というものです。これに基づき、国の果たすべき役割としては、「RI・研究所等廃棄物の円滑な処理・処分等が確実に実施されるようにするため、同廃棄物の処分に係る関連法令の整備を図り、これに基づき厳正に規制を実施することで処分事業の安全を確保するとともに、発生者、集荷・貯蔵・処理事業者及び処分事業者が処理・処分等の事業を適切に実施し得る環境を責任を持って整備することとすべきである。」としています。
59		16	資金積立ての制度設計に関して (p.16, 4-3 (3) 項)	積立て制度の検討にあたっては、税制上の優遇措置については是非考慮して頂きたいと考えます。その点について文章中でも言及すべきことをコメントします。	資金確保制度については、国は具体的な制度について、「具体的な事業の実施体制の姿や発生者等の意見も踏まえて整備することとすべきである。」としており、今後具体的な制度を整備する段階で検討します。
60	第5章 RI・研究所等廃棄物に関する国民の理解促進及び立地地域との共生方策	18	P.18「5. RI・研究所等廃棄物に関する国民の理解促進及び立地地域との共生方策」の「(2)具体的な取組」の「透明性の確保」	RI・研究所等廃棄物の処分事業にあたっては、透明性の確保が重要であることは報告書に書かれた通りである。しかしながら、ここでは、「RI・研究所等廃棄物に関する情報、同廃棄物の貯蔵、処理又は処分場における安全管理の取組についての情報、同廃棄物処分に至るまでの各段階における手続、基準などを可能な限り公開することとすべきである。」とは書かれているが、処分場の立地に関する手続に関係することについては全く言及されていない。これでは、処分事業の透明性の確保に対する姿勢としては不十分である。国民の理解増進と立地地域の共生を図るといって謳っていても、そもそもの処分場の立地活動段階が不透明であれば、地域の住民や国民に根強い不信感を与えかねない。 しかも、現在すでにRANDECにより立地活動が進められ、幾つかの自治体で説明会などを開催しているようであるが、そのやり方は国民から見ても非常に分かりにくいところがある。当該廃棄物の処分事業は原子力機構が実施することになったが、実際に自治体との交渉に当たるのはRANDECのままのように見受けられる。当報告書に書かれた「立地活動に協力する」という意味は、直接自治体との交渉も可能だという意味なのだろうか。 もしそうであれば、処分場の立地活動に関する各組織の役割を報告書の中でもっと明確に記述すべきであるし、もしこれまでのRANDECの役割を原子力機構が引き継ぐということであれば、いったん政策が最終的に決まるまでRANDECの立地活動は休止すべきである。 また、高レベル放射性廃棄物の処分場のような公募方式とはいかないまでも、どのような地域で具体的な説明会などが行われたのか、なぜその地域が候補地上がったのか、地域住民をはじめ国民に公開されるようにすべきと考える。決定されるまで公にされず、地元住民も知らないまま立地活動が進められるということがあってはならない。	立地活動については、「原子力機構が、同廃棄物の発生者、RI協会等の集荷・貯蔵・処理事業者の協力を得て、これまでに実施されている立地調査の活動等の経験も活用しつつ具体的な活動を実施することが適切である。」としており、具体的な立地活動は、今後原子力機構を中心に検討が進められます。
61		18	1. 立地選定について	立地選定は、本事業の最初でかつ重要な段階であり、また実施主体と目されている日本原子力研究開発機構の体質が問われる活動ともなることが考えられる。本事業の透明性を確保して着実にスタートするためには、具体的な活動を開始する前に、具体的な立地選定方法、手順、決定方法など立地計画を国民に公開することを明記すべきと考える。	処分事業者を含む事業者等は「同廃棄物処分に至るまでの各段階における手続、基準等を可能な限り公開することとすべきである。」としています。
62		18		(3) 国民の理解増進 ・ 幅広く公聴を行うとあるが、具体的にはどういうことをすれば幅広く知らせることになるのだろうか。これまでの状況を見ても、意見募集をしていることすらほとんどの人は知らない。ご意見を聞く会やシンポジウムをやっても、参加人数を見れば何%のひとが聞いたのかかわかる。開催日も平日の昼間に参加できる人はごく一部のひとにしかならない。「国民の理解」というなら、これまでのお知らせが幅広く知らせることになっていない現状を認識するところから始めてほしい。	本報告書においては、「国及び事業者等は、これらの活動が国民の視点で実施されているか、あるいは効果的かつ効率的に行われているかなどについて常に見直すべきである。」としています。
63		18	5-1(2)①透明性の確保 「国民の関心の高い事項について国や事業者等がウェブサイト上で公開し・・・」	ウェブサイト上で公開すること＝透明性とは言えないと考える。 総合エネルギー調査会 原子力部会の報告書(案)第3節「広聴、広報のあり方」(P128)にもあったように、国民のエネルギー情報入手源でインターネットを通じた情報提供はたった6.5%である。さらに、信頼できる情報源ではインターネットはさらに5.1%くらいである。このような状況で本当に、インターネットで公開することが透明性を確保したと言えるか疑問である。	透明性の確保については資料の公開について記述しています。ウェブサイトによる公開は国、事業者の公開資料へのアクセスとしては最も容易に実施できるものだと考えます。
64		18	5章全体	「便利さ(電気機器類使用による快適な生活、医療機器使用による生命リスクの低減等)の享受と引き換えに、リスク(地球環境や人の健康に関する問題等)が生じていること、このリスクの解決や緩和も重要であるということ」を小学生レベルの子供から教育等を通じて知ってもらい、原子力分野の研究開発への理解者や人材を長期的視点をもって得ていく必要がある旨を5-1あたりに記載できないか。	そのような点も含めて、広聴・広報の充実の点では「国及び事業者等は、これらの活動が国民の視点で実施されているか、あるいは効果的かつ効率的に行われているかなどについて常に見直すべきである。」、学習機会の整備・充実では「国民に、同廃棄物について分かりやすい情報に接する機会をできるだけ多く、かつ多様な形で提供することが重要である。」としています。
65		18	5章前文 「特に、RI・研究所等廃棄物の処分場を立地する地域に対しては、同廃棄物に関する理解増進とともに、立地地域との共生方策を確立することが重要である。」	「特に、RI・研究所等廃棄物の処分場立地の可能性がある地域に対しては、同廃棄物に関する理解増進を図ることが重要である。また、それ以前に立地地域との共生方策を確立していなければならない。」とした方が適切であると考えられる。	理解増進と地域共生方策の確立は並行して進めていくべきものと考えます。



番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
66		18	5-1. 国民の理解増進	国及び事業者の取り組みとしての記載であることから、「5-1. 国民への理解促進」が適切と考える。	原子力政策大綱においては「理解促進」とされていることから、ご指摘の通り修正します。
67		18	「…処分事業が地域社会に及ぼす影響…」	「影響」という言葉は、「良い影響（効果）」も意図されているとは思いますが、「何らか悪い影響を伴う」旨の印象を与えないでしょうか？	良い影響と悪い影響の両者が含まれます。
68		19	5. RI・研究所等廃棄物に関する国民の理解増進及び立地地域との共生方策	地域共生は、電源三法交付金並みの制度を国が行うべきではないか。	研究所等廃棄物の中には、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設から発生する放射性廃棄物も含まれていることから、国においては、その範囲内において電源三法交付金の活用を図ることを検討しております。
69	第5章 RI・研究所等廃棄物に関する国民の理解促進及び立地地域との共生方策	19	2. 地域共生について	地域共生について、報告書では5-2-(2)「具体的な共生方策」において「立地地点の選定に関する検討が一定程度具体的に進んだ段階で、立地地域の要望を踏まえて検討すべきである」となっている。自治体側で住民参加の上で誘致の可否を具体的に検討するためには、「具体的に進んだ段階」ではなく、自治体側での初期的な検討段階から立地した場合の特にメリットが分かるよう、本事業の基本的で具体的な共生方策を明記すべきと考える。 また、5-1では電源三法交付金の活用を図るとなっているが、RI・研究所等廃棄物が全て対象となるのか明記すべきと考える。もし、対象とならないものがあるとすればその部分についてはどのような対応をするのかも明記すべきと考える。	具体的な共生方策については、「立地地域の要望を踏まえて実施することが望ましい」とされていることから、「処分場立地地点の選定に関する検討が一定程度具体的に進んだ段階」で検討すべきとされています。  基本的な視点としては、①地域の生活環境の高度化、②地域の自然環境との調和、③地域の産業振興、④地域における安心感、信頼感の醸成を明記しています。  電源三法交付金の対象については、研究所等廃棄物の中には、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設から発生する放射性廃棄物も含まれていることから、国においては、その範囲内において電源三法交付金の活用を図ることを検討しています。なお、「研究所等廃棄物の中には、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設から発生する放射性廃棄物も含まれている」旨本文に明記しました。
		19		参考事例として青森県六ヶ所村では具体的にどのような地域共生方策が実施されているのか（電源三法交付金の交付実績も含めて）明記願いたい。また、RI・研究所等廃棄物処分施設の場合も同様の地域共生方策の実施が可能であるのか明記願いたい。	対象廃棄物が異なるため、RI・研究所等廃棄物の参考事例として明記することは適切でないと考えます。
70		19		本報告書（案）に電源三法適用は違法です。5-2. 立地地域との共生方策（1）基本的な考え方として「国としても処分事業者等と連携して電源三法交付金の活用も図り」立地促進や円滑な操業につとめるとある。しかし当該廃棄物処分処分にこの制度の適用は違法です。電源三法とは、昭和49年度に制定された「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」を総称するもので、電源地域の振興、電検立地に対する国民的理解及び協力の増進、安全性確保及び環境保全に関する地元理解の増進など、電源立地の円滑化を図るために使われることが目的です。従って、電源三法交付金の成り立ち、制度の点からRI・研究所等廃棄物に適用する理由はありません。とりわけRI廃棄物には三法のいずれも該当しません。	研究所等廃棄物の中には、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設から発生する放射性廃棄物も含まれていることから、国においては、その範囲内において電源三法交付金の活用を図ることを検討しています。
71		19		報告書（案）に挙げられている「広報資料作成・配付」、「ホームページ上での掲載」、「セミナー等の開催」だけでなく、RI・研究所等廃棄物以外の廃棄物の処分も含め、学校での教育を通じて情報に接する機会を設けるよう国は努力すべきである。海外でどのような取り組みがなされているかを調査し、反映してはどうか？	原子力・エネルギー教育の取り組みの中でご指摘の点も踏まえてまいります。
72		19	「学習機会（分かりやすい情報に接する機会）の整備・充実」	まずは、RI・研究所等廃棄物とは何かを理解していただくとともに、なぜ発電所廃棄物の処分と別途検討しなければならないかなどを説明すべき。知名度が低く、関心も低い中で、国民の意見を広聴しても効果が小さいと思う。先ずは広報を行うべきである。	ご指摘の点については「はじめに」及び第1章で記述しています。 なお、広聴は国民の皆様の見解を広く聴くことですが、関心をもっていただくことも含まれると考えています。また、国民の方のご意見を聴いてどのような情報をお伝えするのが必要かを把握するという点が重要であることから、広聴が広報より先行させています。
73		19	5-1(2)②	処分場の立地については、国が主体となって促進していくことが重要であり、事業者の協力を得て国が実施すべきことだと思う。国民及びその地域住民、地方自治体の理解を得られるような政策を国が掲げ、理解を得ることが重要である。 合わせて、立地地域も自らが汗を流して処分場を地域固有の資源と考えて、新しい地域づくりや産業振興を行っていく必要があると考える。そのような取り組みの中で、事業者等が協力して知恵を出し合うことを考えるべきである。	具体的な立地の促進については実際のその場で事業を行う事業者が行うべきものであり、国はその活動に協力するとともに事業者の行う共生方策とも連携して国による地域共生方策を実施することになります。
74		19	地域との共生に関して	① 地域生活環境の高度化」と記載されており、番号と文字の間が空きすぎ。	ご指摘を踏まえ修正しました。
75		19	5-2(1)	立地地域の要望を踏まえることは基本であるが、具体例を示さないと立地を受入れる地域が出現しづらいのは明らかである。共生策の具体例を示すべきである。	共生方策の具体策は立地地域の要望を踏まえる必要があると考えます。
76		19	5-2(2)具体的な共生方策		
77		20	基準等の整備が必要な課題について（20頁）	医療法等関係では、RI廃棄物処分事業の進展にあわせて埋設に関する規定等の必要な規定の整備検討が予定されているとなっております。放射線障害防止法関係では特に半減期90日未満の短半減期RI廃棄物のクリアランスの検討が行われ、この検討結果及び本報告書3頁（参考資料2-1-7）の医療RI廃棄物の核種構成を考え合わせますと、医療法関係では特にクリアランス制度の整備がより現実的ではないかと思われます。原子炉等規制法と放射線障害防止法との整合のみならず、より合理的な廃棄物の処理処分を目指し、医療法等を含む省庁を超えた整合のとれた制度整備の検討をお願いしたいと考えます。	ご指摘を踏まえ、「なお、上記課題の解決に向けた進捗状況も踏まえつつ、医療法等関係法令の整備を検討すべきである。」と修正しました。

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
78	第6章 R1・研究所等廃棄物に関する安全規制	20	20頁、「6-2. いわゆる『二重規制』への対応」、21頁「(2) 原子炉等規制法における二重規制への対応」の記述が意味不明	<p>埋設の前段階で行われる廃棄物の処理について、R1規制法と、原子炉等規制法（商用原子炉以外の原子炉の規制と、核燃料物質使用等の規制）を受ける廃棄物があるとしているが、これら規制は、文部科学省が一元的に行っている規制（しかも、同じ課内）であり、両方の調整はいくらでもとれる。二重規制として、バカ騒ぎをすることなど全くない。</p> <p>また、商用原子炉以外の原子炉の規制と、核燃料物質使用等の規制の両方を受けるものがあるので二重規制になるとしているが、商用原子炉以外の原子炉の規制と、核燃料物質使用等の規制も、文部科学省が一元的に行っている規制（しかも、同じ室内）であり、両方の調整はいくらでもとれる。二重規制として、バカ騒ぎをすることなど全くない。</p> <p>二重規制として現時点の報告書にて特筆することが、逆に、文部科学省が一元的に行っている規制であって、両方の調整はいくらでもとれることを、阻害する以外のなにものでもない。即刻、削除すべし。</p> <p>逆に、埋設施設の設計、建設にあたって絶対に守らなければならない、最も重要な点、R1廃棄物と、研究所等廃棄物とを、明瞭、明確に区分して貯蔵、管理することについて全く触れていないことが不可解。</p> <p>低レベル埋設施設の規制庁は、経産省（原子力安全・保安院）。埋設施設として一元的に管理が行われる。設計段階で経産省による1次公開ヒアリング、安全委員会の2次ヒアリング対象となる。この段階で、R1廃棄物と、研究所等廃棄物とが、明瞭、明確に区別しておかないと許可されず、建設自体が出来ない。また、貯蔵、管理段階において、R1廃棄物と、研究所等廃棄物とが、混入した場合には許可違反として許可が取り消される。また、IAEAの国際検査の対象となることは間違いないが、国際検査の対象は研究所等廃棄物のみであって、R1廃棄物は対象外。R1廃棄物と、研究所等廃棄物とが、混入した場合は、国際検査がまともに行えず、平和利用担保の証明が円滑に行えない。</p> <p>R1廃棄物と、研究所等廃棄物とを、1件の施設として整備することが自体については問題なからうが、運用段階において、R1廃棄物と、研究所等廃棄物とを、明瞭、明確に区分することが絶対に必要。R1廃棄物と、研究所等廃棄物との間に、障壁を設ける等の処置について、記載する必要がある。</p>	<p>二重規制については、R1廃棄物及び研究所等廃棄物を対象とした処分場を想定する場合、この処分場には原子炉等規制法及び放射線障害防止法等の複数の法令が同時に適用されます。この場合、研究所等廃棄物の処分に係る規制は経済産業省、研究R1廃棄物の処分に係る規制は文部科学省、医療R1廃棄物の処分に係る規制は厚生労働省となります。</p> <p>処理については、実務を行う上での検討課題として明記したものです。</p> <p>処分事業の円滑な実施のため、安全規制当局において基準等の整備に向けた検討を行うことが期待されると共に、検討を円滑に進めるため、処理・処分を実施する事業者は、事業の検討・準備状況を原子力安全委員会や安全規制当局に説明するとともに、安全規制に必要な技術情報等を提供していくことが重要である、としております。</p>
79		20		<p>意見：R1廃棄物の対象と対応が不明確である。総線量はもとより、核種ごと、廃棄体ごとに地下および地下水への移行を想定すべき。</p> <p>理由：今回の審議の対象はR1廃棄物で247核種を考慮しているが、全ての核種を埋設の段階で検認する方法は確立されていないのではないか。例えば原発由来の廃棄体ではスケールアップ法が使われるが、R1には適用できない。R1協会が書面で内容物を確認したとしても、それを減容化した際の放射線の測定が必要である。特に旧原研における高減容設備を使用した場合、廃棄体への核種の移行が考慮されなければならない。</p> <p>また、日本原燃の六ヶ所LLW埋設センターのように総線量、又は代表的核種で上限を定める方法は取れない。密閉線源である241Amはどう取り扱うのか。MA燃料に加工する方法やADSで変換する方法も考えられる。核種だけでなく、重金属はどう取り扱うのか。完全に除染されない鉛などはどう取り扱うのか。</p>	<p>安全規制上の課題については、処分事業の円滑な実施のため、安全規制当局において基準等の整備に向けた検討を行うことが期待されると共に、検討を円滑に進めるため、処理・処分を実施する事業者は、事業の検討・準備状況を原子力安全委員会や安全規制当局に説明するとともに、安全規制に必要な技術情報等を提供していくことが重要である、としております。</p>
80		20		<p>(1) 処分される放射性廃棄物の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低レベルとひと口にいっても放射能レベルは非常に幅広いと思うが、それぞれの放射性廃棄物がどれほどのレベルなのか、それぞれが具体的な数字で示されていないのは説明不足ではないか。使用済み核燃料と高レベル放射性廃棄物ガラス固化体以外はすべて低レベルなのだから。</li> <li>特に研究所等廃棄物は内容も多様とあるが、資料にはごく一部しか記載がない。ほかのものについても、「R1廃棄物に含まれる核種構成」の資料のようにそれぞれの核種の半減期も含わせて表にすべきではないか。</li> <li>クプトナー85、ストロンチウム90、ヨウ素131、セシウム137など体内に入った場合に臓器に蓄積されるなど、特段の注意が必要なものは放射能が発生してから処分までの各段階においてどのような経過が図られるのか説明が必要ではないか。</li> </ul>	<p>浅地中処分の安全規則においては、廃棄物埋設地の管理の内容等に関する諸条件を勘案しつつ安全評価を行うものとされていることから、処分される廃棄物の放射線濃度等は基本的には処分場で異なることとなります。</p> <p>研究所等廃棄物に含まれる放射性核種については、安全評価上重要と思われる主な核種を明記しています。なお、ご指摘を踏まえ半減期を明記しました。</p> <p>一般公衆の放射線防護上の対策については、放射線業務に従事する作業員よりも厳しい年実効線量限度が定められており、これを担保できるように、事業所境界において充分な環境管理（空間線量率、排気・排水中放射線濃度）を行うことにより放射線防護が図られることになっており、その旨p4の「1-2.R1・研究所等廃棄物の処分までの工程」で言及しています。</p>
81	第6章 R1・研究所等廃棄物に関する安全規制	20	クリアランスへの言及（p.20, 6-1節に関して）	<p>p. 参-16に示された平成60年度末までの廃棄体発生量予測によると、浅地中処分相当約60万本に対し、クリアランス相当量はこれを大きく上回る約116万本と予想されています。本作業部会の対象廃棄物は浅地中処分対象ですが、物量的にはクリアランス相当も極めて重要であると言えます。この点について、次の3点をコメントします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①p.20の6-1節のどこかで、研究所等廃棄物のひとつであるウラン廃棄物の、クリアランス及び処分に係る制度の導入の必要性についても言及すべきと考えます。</li> <li>②クリアランス相当の中には、すでに放射性廃棄物として保管廃棄されたものも存在します。今後発生するものだけでなく、すでに放射性廃棄物としたものへの適用も視野に入れる必要があると考えます。</li> <li>③安全規制上の課題としてクリアランスレベルの検討は重要事項です。具体的には次の2箇所に加筆して、クリアランスレベルに言及すべきと考えます。</li> </ol> <p>・ p.20, 6行目 原文) …放射線濃度上限値の制定や廃棄体の形態、… 修正文) …放射線濃度上限値やクリアランスレベルの制定や、廃棄体の形態、…</p> <p>・ p.20, 16～17行目 原文) …放射線濃度上限値の制定や放射線防護基準等の… 修正文) …放射線濃度上限値やクリアランスレベルの制定や放射線防護基準等の、…</p>	<p>クリアランス制度については、原子炉等規制法においては一部の廃棄物については既に導入され、放射線障害防止法においてはクリアランス制度の枠組みに係る事項の検討が進められています。本報告書では、R1・研究所等廃棄物の処分事業を推進する立場から「クリアランス制度導入に向けた検証にかかる技術的要件の整備」を明記しています。</p>

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
82	関する安全規制	20	6. 研究所等廃棄物に関する安全規制	RI・研究所等廃棄物処分事業の実施にあたっては、報告書でも述べられているとおり、安全規制上の課題が解決されていることが必要である。このため、法、基準等の整備を含め国の早急な対応を期待する。	すべての関係者が報告書に記載された内容を実現していくことが重要であると考えています。
83		21	(2) 原子炉等規制法における二重規制への対応	「安全規制当局においても、規制に関する手続の合理化等について検討を行うことが期待される。」とあるが、「期待する」ではなく、二重規制状態の合理化について国が積極に進めて行く必要があることを明記すべきである。また、全体的に記載が『「事業者が情報を提供」し、それを基に「安全規制当局は検討を行う」』との順序となっており、安全規制に係る国の取り組みが受動的である。 安全規制に係る取り組みの主体は「国」であり、国が積極的に取り組んでいくことを明記すべきである。	安全規制のあり方は安全規制当局が判断すべきものであるため「期待する」としては、安全規制に係る取り組みは事業者の活動の状況を踏まえて国が行うものであるため、事業者の安全規制当局への協力について記述しています。
84		21	6-2 (1)	「安全評価を行うために必要な情報」とあるが、もう少し具体的に記載すべき。	その前のパラグラフで、「同一の処分場に埋設する際には、埋設を予定している核種及び放射能量を把握して」とされており、内容は明確になっています。
85	第7章 RI・研究所等廃棄物に関する研究開発	23	P.23「7. RI・研究所等廃棄物に関する研究開発」	「7-1、研究開発の現状」では、原子力機構が行っている研究開発状況が紹介されているが、廃棄物の発生者である原子力機構が、安全規制に関わる検認評価システム等の開発を担当するのは、あまり適切ではないのではないかと、規制値そのものは、既に存在する法令があるので、それを遵守することになるが、品質保証や測定方法等に関する事項については、廃棄物の発生者ではない第三者が担当することが望ましい。 しかし、こうした専門的な分野における研究開発が行える組織は、国内では廃棄物発生する当事者しか存在しない可能性がある。故に、処分費用等の合理化の方法が適切なものであるか、検認評価や品質保証のシステム等が妥当かどうかについても、広く国民にも情報が公開されるようにして、公正さが保たれるようにしなければならない。 ノウハウなどの理由で、重要な情報が非公開となることがないようにすべきである。	廃棄物確認技術等の安全規制上の課題については、「処分事業の円滑な実施のため、安全規制当局において基準等の整備に向けた検討を行うことが期待される」とされています。また、RI・研究所等廃棄物の処理・処分を実施する事業者は、「事業の検討・準備状況を原子力安全委員会や安全規制当局に説明するとともに、安全規制に必要な技術情報等を提供していくことが重要である」としては、 なお、安全規制上の課題としては、「原子炉等規制法関係では、核燃料物質使用施設等から発生する研究所等廃棄物に係る放射能濃度上限値の制定や廃棄物の形態、性状等に応じた確認に必要な技術基準の整備がある。放射線障害防止法関係では、埋設処分する具体的なRI廃棄物の基準の整備があるほか、クリアランス制度導入に向けた検認にかかる技術的要件の整備もある。また、両法令に共通する課題としては、放射線防護基準等の埋設処分に係る線量基準の整備や鉛等の有害物質を含む混合廃棄物の取扱いの考え方の確立がある。」としています。  情報の公開については、「国、事業者等は、事業の透明性を確保するためRI・研究所等廃棄物に関する情報、同廃棄物の貯蔵、処理又は処分場における安全管理の取組についての情報、同廃棄物処分に至るまでの各段階における手続、基準等を可能な限り公開することとすべきである。」としています。
86		23	研究開発に対する配慮(p.23, 7-2節)	中小事業者に特有な廃棄物に関わる研究開発は、発生者のみの資金負担で研究開発を進めることは現実的ではなく、国の支援を期待します。 具体的には、次のように加筆することをコメントします。  ・p.23, 7-2節末尾に加筆 原文) …情報管理システムを構築することも重要である。 修正文) …情報管理システムを構築することも重要である。また、中小事業者に特有の廃棄物に関わる研究開発については、国の支援を期待するものである。	RI・研究所等廃棄物の研究開発の取り組みについては、原子力機構とRI協会が今後とも連携して「RI・研究所等廃棄物のより合理的な処理・処分の実現と今後の安全規制制度整備に向けた研究開発を共同して進めることが望まれる。」としています。  なお、国は、「全体として研究開発が円滑に進むように調整する役割を担うべきである。」としています。
87	おわりに	23	7-2. 今後実施すべき研究開発	放射性廃棄物は、処分場だけの問題でなく、廃棄物の再利用を視野に入れて、廃棄物の発生量を低減させる必要があり、それらの研究開発を国が主体となり、進めて行くべきである。 また、廃棄物処理・処分に係る技術については、諸外国からの技術提供や、諸外国への技術提供をしていくべきである。	本報告書では、円滑な処理・処分並びにより一層の安全確保及び信頼性の向上に向け、費用対効果や実現可能性に十分留意しつつ、発生量の抑制、処理・処分費用の抑制を図るための研究開発を進めることが重要であるとしています。
88		23	7-2. 今後実施すべき研究開発 「また、RI・研究所等廃棄物には多種多様な核種が含まれているため、処理段階において同廃棄物の核種組成等を効率的に把握し、おわりに」	今後、多種多様な廃棄物の処理・処分を行うに当たり、必要に応じて焼却処理などの廃棄物を処理する過程で発生する揮発性核種の回収効率の向上を目指した研究開発なども必要と考えられる。 また、効率的な廃棄物確認を考えれば、発生段階での核種組成の分析も重要である。これらを報告書の記述に盛り込むべきである。	本報告書では、円滑な処理・処分並びにより一層の安全確保及び信頼性の向上に向け、費用対効果や実現可能性に十分留意しつつ、発生量の抑制、処理・処分費用の抑制を図るための研究開発を進めることが重要であるとしています。
89		24	おわりに	「国民にとって不必要な不安を・・・」とあるが、「不必要」は不要である。	RI・研究所等廃棄物の安全な路線が確定していないことから生じている不安であり、確定していれば生じないものであることから、原文のままとしています。
90	おわりに	24	おわりに 「本報告書では、発生者の責任を明確にした上で、事業を統合的に行うための具体的な提案を行った。」	「提案」では、拘束力が薄れると思われる。「道筋」あるいは「なすべき事項」を示した、という記述にすべきではないか。具体的なスケジュールを示すことも必要と思われる。	「提案」として報告書に記載された内容を実現していくことが重要であるとしており、原文のままとしています。 具体的なスケジュールについては、そのようにスケジュール設定する理由が現時点では明確でないことから報告書では示していません。一方、資金積立制度の設計に当たっては、RI・研究所等廃棄物の処分事業のスケジュールの目安を示しつつ、長期にわたり継続的に処分事業に必要な資金を確保されるように設定すべきであるとされており、資金積立制度の検討を通じてスケジュールの目安を示していくこととなります。
91			少量核燃料物質の集荷処分について	RI廃棄物の集荷・処理については既にRI協会が実施していますが、少量核燃料物質（国際規制物資の使用許可事業所や昭和32年以前に購入した物等を含む）を使用する（使用していた）中小施設においては、過去に使用していたものも含め、RI協会のような集荷・処理事業所がないため単に保管している場合が多く、その管理の手間は小さくないのが実状です。 研究所等廃棄物については報告書にあるとおり、特定の事業者が集中的に集荷等を実施することが適切と考えますが、少量核燃料物質も含めて、至急その集荷・貯蔵等を行う体制作りをお願いしたいと考えます。	本報告書では、「原子力委員会における検討が終了しており、原子力安全委員会においても、処分の安全規制に係る基本的考え方が示されている浅地中処分相当の廃棄物」を対象廃棄物としております。

番号	章	頁	該当箇所	いただいたご意見の概要	ご意見に対する考え方
92	その他		運用等の側面からの検討について	<p>前述したとおり、低レベル埋設施設の規制庁は、経産省（原子力安全・保安院）。</p> <p>低レベル埋設施設には、RI規制法、及び炉規法が適用となるが、報告書には、原災法が適用されることが全く記載されていない。原災法が適用されるので、低レベル埋設施設完成と同時に、オフサイトセンターも完成してはならない。このオフサイトセンター建設費用が完全に抜けている（防災機器整備もいれれば数十億円規模）。</p> <p>また、オフサイトセンターの運営費（膨大な数の電話、ファクシミリの維持、気象情報常時入手システムは高額）、原子力保安検査官、原子力防災専門官の配置に伴う人件費も全く考慮されていない。しかも、汗をかいたのは、文科省ではなく経産省。</p> <p>ただし、現在、全国に22箇所あるオフサイトセンターのエリア内に建設される場合は、オフサイトセンター建設費は不要となる。しかし、経産省の所管行政とは、RI研究所等廃棄物は全く無縁であり、充分な連携がなければ円滑な運営はできない。</p> <p>さらに、RI研究所等廃棄物のうち、RI廃棄物については、放射線審議会で議論しなくてよいのか、研究所等廃棄物については、資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会との関連はどうするのか。</p>	<p>原子力災害特別措置法の適用については、処分事業の具体化の段階で検討されるものと考えます。</p> <p>報告書はRI・研究所等廃棄物の処分の実現に向けた取組を検討しており、安全規制に必要な基準等の整備を検討するものではありません。</p>
93		全般	<p>本報告書では、RI・研究所等廃棄物の処分事業を原子力機構が主体的に実施していくこと、また原子力機構の施設の有効活用を検討していくことは適切だとされているが、処分事業を実施するにあたっては原子力機構が行なう他の研究開発事業に支障を与えないよう十分な配慮がなされ、安全対策費も考慮した適切な人的・金銭的資源配分が行なわれるべきである。</p> <p>また、処分事業を実施するにあたっては、法整備等の安全規制上の課題解決が前提となるので、今後の国の積極的な取り組みが必要である。</p>	<p>本報告書では、「原子力機構が、国、廃棄物の発生者及び集荷・貯蔵・処理事業者等と協力して、他の必要な研究開発の着実な推進に配慮しつつ、我が国の同廃棄物全体の処分事業を推進することが適切である」としています。</p> <p>安全規制上の課題については第6章で記述しています。</p>	
94			今後の検討課題とスケジュールを記載して、全体計画を把握できるようにすべきである。	<p>今後の課題については「おわりに」で指摘しています。</p> <p>具体的なスケジュールについては、そのようにスケジュール設定する理由が現時点では明確でないことから報告書では示していません。</p>	
95			原子力政策大綱「2-3-2. 管理処分を行う放射性廃棄物」において、「なお、放射性廃棄物の処理・処分は、発生者や発生源によらず放射性廃棄物の性状に応じて一元的になされることが効率的かつ効果的である場合が少なくないことから、国はこれが可能となるように諸制度を運用すべきであり、必要に応じて、このための更なる対応策を検討すべきである。」(p.26)とある。本報告書では、発生源によらない一元的な廃棄物処分が可能となるよう、国と事業者が今後どのように取り組むべきかを示したほうが良いのではないかと。	<p>我が国における発生者の状況や実情も踏まえながら、必要に応じて検討していくべき課題と考えます。</p>	
96			報告書内で使用されている「処理」が、廃棄物処理の意味合いと、現在実施されている単純な廃棄物管理のための処理が混同されている。明確に区別すべきである。	<p>現在使用されている「処理」の用語に従っています。</p>	